

地方独立行政法人奈良県立病院機構
職員健康診断等業務委託仕様書

1. 契約業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構職員健康診断等業務委託契約

2. 委託業務

- ・ 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則規定に基づく定期健康診断（高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定に基づく特定健康診査を兼ねる）・特定業務従事者健康診断
- ・ 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則規定に基づく雇入健康診断
- ・ 電離放射線障害防止規則の規定に基づく健康診断業務
- ・ 有機溶剤中毒予防法・規則に基づく健康診断業務
- ・ その他、院内感染対策に必要な感染症に係る検査

注) これらの健康診断等に関しては、各関連法規に基づき実施すること。

また、本契約期間中に関連する法・規則等の改正が行われた場合には、法及び規則等に準じて奈良県立病院機構および対象者所属(以下甲とする)と受諾者(以下乙とする)の協議のもと変更することとする。

- ・ がん検診業務(大腸がん・前立腺がん)

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 受診者対象者・受診者数・受診場所

対象職員は当機構に勤務する正規採用職員・有期雇用職員および当機構に内定した採用予定者を含む。

○ 受診対象者所属及び所在地(住所・所属名称・職員概数)

- ① 奈良市七条西町2丁目897-5
 - 1) 奈良県総合医療センター職員数.....1600名程度
 - 2) 医療専門職教育研修センター職員数.....5名前後
 - 3) 法人本部事務局職員数.....30名前後
- ② 生駒郡三郷町三室1丁目14-16
 - 4) 奈良県西和医療センター職員数.....850名程度
- ③ 生駒郡三郷町三室1丁目14-1
 - 5) 奈良看護大学校職員数.....25名前後
- ④ 磯城郡田原本町大字多722番地
 - 6) 奈良県総合リハビリテーションセンター職員数.....300名程度
(R7年度:がん検診・雇入健康診断のみ)
- ⑤ 採用予定者
 - 中途採用予定数.....正規雇用30名程度
 - 次年度4月1日採用予定数.....正規雇用130名程度
 - 各センターでの採用予定.....医師・有期雇用等90名程度

	甲の施設 ①②	乙の施設または 乙が設けた県内施設※	備考
定期健康診断 特定業務従事者健康診断	○	△	甲の施設で受診できなかった職員については、乙の施設または乙が設けた県内施設にて受診のこと。
雇入健康診断	△	○	一部の新規採用者は、健康診断時に受診
電離放射線障害防止規則の 規定に基づく健康診断業務	○		定期健康診断時 特定業務従事者健康診断時 雇入健康診断時
有機溶剤中毒予防法・規則に 基づく健康診断業務	○		定期健康診断時 特定業務従事者健康診断時
院内感染対策に必要な 感染症に係る検査	○		定期健康診断時 特定業務従事者健康診断時 雇入健康診断時
がん検診業務	○		定期健康診断時

※乙の施設または乙が設けた県内施設は、各所属より公共交通機関で概ね90分程度内で受診できる範囲で設定すること。

5. 実施時期・日数および受診者数について………（別紙1）

定期健康診断・特定業務従事者健康診断の実施時期については、原則、別紙1のとおりとするが、検診車およびスタッフ等の手配により、安全に実施ができない場合には1～2ヶ月程度前後することはやむを得ない。また、各所属において定期健康診断と特定業務従事者健康診断の時期は、各所属担当者と打合せを行えば、前後することは問題ない。

ただし、各所属においての定期健康診断と特定業務従事者健康診断は概ね6ヶ月間隔で行えるように調整すること。なお、対象となる全職員の定期健康診断・特定業務従事者健康診断は、1月中旬までに終えるように調整すること。

また、年間受診者数は見込みであり、実際の受診者数を確約するものではないため、実際の受診者数が見込人数を下回っても異議を申し立てないこと。

6. 委託業務内容について………（別紙2）

地方独立行政法人奈良県立病院機構職員および採用予定者に対し、次の業務について本仕様書に基づき実施すること。

- (1) 定期健康診断（特定業務従事者健康診断及び特定健康診査を含む）
- (2) 特殊健康診断
 - ・ 電離放射線業務従事者健康診断
 - ・ 特定化学物質関係従事者健康診断：有機溶剤等健康診断
- (3) 新規採用時の健康診断（雇入健康診断）………（別紙3）
- (4) 院内感染対策に係る検査
 - ・ 結核対策血液検査（インターフェロンγ遊離試験：T-SPOT 検査）
 - ・ 小児ウイルス疾患（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）抗体検査
 - ・ 肝炎（B型・C型）抗体検査 B型肝炎抗原検査
- (5) 定期健康診断に付随するがん検診 ……（別紙4）
 - ・ 大腸がん検診（便潜血2日法）
 - ・ 前立腺がん検診（PSA）

7. 実施及び会場について

- ・ 健康診断の実施会場は前項4のとおり。

実施にあたり甲の施設で実施する場合には、事前に各センターの担当者と協議し、健康診断会場となる会議室等の確保、および検診車の駐車位置について打ち合わせることを。

その他、必要に応じ実施会場となる施設と別途協議すること。

8. 検査方法及び留意点

区分	検査方法
健康診断前準備	健康診断日までに、対象となる職員の問診票等を準備すること。 問診票とともに、健康診断結果のすべてについて、奈良県立病院機構の担当者/産業医および加入保険者へ提供することの同意をとること。
問診 内科診察	主訴・既往歴・業務歴・服薬歴・喫煙歴等、および自覚症状について聴取する。 他覚症状などについて視診・問診に基づき、触診・聴診・打診等による診察を行うこと。 健康診断では、問診または問診票により特定健康診査の項目を実施すること。
計測	身長・体重・腹囲・視力については、原則の測定方法を遵守して行うこと。
血圧	原則安静時の血圧とする。必要に応じて複数回の測定を行う。 複数回測定した場合は、すべての測定値を結果とする、またはその平均値とする。ただし、より安静時に近いと思われる測定値を結果としても差し支えない。

血液検査	原則、受診会場にて清潔操作に基づいて、使い捨て手袋を着用し採血を行うこと。なお、手袋は受診者毎に交換し手指衛生を行うこと。 採血容器等は乙が準備し、それぞれの検査項目について適切な方法で保管し検査を実施すること。 血管は、神経損傷のリスクの低い血管を選択すること。 穿刺時の過度な痛み、しびれなどについての問診を行い、万が一症状が出現した場合はすぐに抜針し対応すること。 穿刺後に逆血がない場合、針を刺したままで血管を探らないこと。また同一人が2回穿刺しても成功しない場合は、穿刺者を交代するなどの対策を講じること。
尿検査	検査精度を高めるため、原則として受診会場で採取、もしくは当日に採取した検体を使用すること。なお、採尿容器は乙が準備するものとする。
聴力	選別聴力検査として 1000Hz (低音域) 4000Hz (高音域) の聴力を左右それぞれ調べること。
胸部 X 線検査	正面からのデジタル撮影とすること。 女性の場合は妊娠の有無についての確認を行った上で撮影すること。 読影経験を有する呼吸器内科等の専門医による診断、判定をおこなうこと。 原則、呼吸器に関する学会の指導医・認定医・専門医等を含む複数で判定すること。
心電図検査	安静時十二誘導心電図とすること 1枚（1人）毎に校正波（キャリブレーション）をいれること。 検査時に不整脈等の異常を発見した場合は、記録時間を適宜延長すること。 筋電図・交流雑音・ドリフトは最小限とするように努めること。 検査所見は、経験を有する医師により判定すること。 判定医については、原則、循環器系の指導医・認定医・専門医を有すること。

* 上記検査を実施するにあたっては、上記以外の一般的な留意事項についても充分注意すること。

9. 受診方法について

(1) 受診者の情報提供について

- 甲は、実施予定の少なくとも3週間前には受診者概数を、2週間前迄に受診者についての下記基本情報を乙に提供する。
氏名・職員番号（保険番号）・生年月日・性別・所属および所属内配属先・必要に応じて職種（または取り扱う化学薬品、夜勤従事の有無など特殊健康診断に関わる要件など）
- 甲は、受診者の基本情報に加え特殊健康診断の項目、および名簿記載者の受診する項目について一覧表等を用いて乙に提供する。
- 乙は、甲から提供された名簿に基づき、準備をおこなうこと。
ただし、名簿提供の後の、追加およびキャンセルについても順次対応できるよう体制を整えること。

(2) 事前準備

- 乙は実施前に所属担当者と打合せを行い、健康診断会場となる会議室等について下見等を行うこと。
- 打合せや下見の際、検診車の駐車位置や検査機材の搬入方法・経路、所属で準備すべき備品等の借用方法、使用する電源容量について確認をおこなうこと。
- 乙は健康診断に必要な電源・机・椅子などについて原則準備すること。ただし、甲の担当者との打合せにおいて許可があれば、甲の施設・設備について使用することは差し支えない。
- 当日の健康診断の実施体制、検査を担当する乙の職員名、会場の使用方法、健康診断の順番/流れについて、実施する所属担当者に少なくとも2週間前迄に、責任者を明確にした「実施計画書」を提出し実施体制について承認をうけること。
- 実施計画書は、受付の場所・検査機器等の配置・当日の行程(流れ)・検診車の駐車位置(台数)とともに、当日の受診予定者が予定時間内に終了するようタイムスケジュールについても記載すること。
- 健康診断に必要な物品として、受診票※・問診票・検体容器について、所属と相談の上納入すること。
少なくとも実施日の2週間前迄には納入することを原則とする。
- 乙は、受診予定者に向けて、健康診断前の注意点・問診票の記載方法などについて周知できるような資料について、問診票とともに梱包または問診票に添付し納入すること。
- 乙は、甲から提供された名簿を使用し、健康診断に必要な上記の問診票や検体容器等について配属先別に梱包し納入すること。

※受診票について

- ・ 受診票は、受診者情報、問診項目、受診項目を記載したもので、問診票と兼ねても差し支えない。
- ・ 前年度の受診歴がある場合には、項目別検査別に前年度の結果を印字すること。
- ・ 受診票の作成については、本業務の一環として問診単価に含めること。

(3) 健康診断当日

(実施会場の準備)

- ・ 乙は、健康診断の受付時間に間に合うように、会場及び検査機器等の準備設置をおこなうこと。機器の搬入が患者動線と重複する場合には、患者優先を徹底すること。
- ・ 乙は、正確な検査結果が得られるよう、健康診断を開始するまでに検診機器の動作や校正を確実にこなうこと。

(乙の職員について)

- ・ 乙は、当日健康診断に関わる職員の健康状態について確認し、体調不良の職員については交代するなど、職員の体調が万全の体制で業務に従事できるように務めること。
- ・ 乙は、事前に提出したスタッフに変更があった場合は、甲の当日担当者に速やかに伝えること。
- ・ 乙は、本業務に従事する職員に対し、業務に支障の無い見えやすい位置に、乙名および職種名、職員名を明示した名札を着用させること。
- ・ 受診者に対して検査説明等はわかりやすく丁寧におこなう等、接遇マナーを徹底し対応すること。

(受付)

- ・ 健康診断当日、甲から提供された名簿を基に受診者名を確認し、問診票・検体等の提出を確認すること。
当日に問診票の記入漏れ等があった職員について、追記できるスペースを確保し案内すること。
- ・ 受診者名簿に記載されている職員が、受診時間を過ぎても来場していない場合には、予め確認した所属の担当者へ連絡をおこない対応を確認すること。

(健康診断中)

- ・ 受診者および検体等の取り間違いがないように、受診者名や検体は名乗らせる等を含めダブルチェックをおこなうこと。
- ・ 受診に伴う案内を明示するなど、受診者の混乱をきたさないように心がけ、必要時は誘導すること。
- ・ 受診計画に基づいた測定・検査順序に従い、円滑に健康診断が実施できるように誘導すること。
- ・ 受診状況や検査等の進行状況において、現場で必要と判断された場合は検査等の順序を入れ替えるなど柔軟に対応し速やかな進行を心がけること。
- ・ 検査等に伴う体調不良者が発生した場合には、速やかに各センター担当者へ報告するとともに、現場にて一時対処を行うこと。必要に応じて医療機関の受診について考慮すること。

(健康診断終了後の撤収について)

- ・ 名簿に記載された職員の受診終了後は、担当者に終了と当日の受診者数の報告をおこなうこと。
- ・ 終了後は、速やかに撤収作業を開始し、設営前の状態に復元しておくこと。
- ・ 撤収にあたり借用した机等は、可能な限り清掃・拭き取りをおこなうこと。万が一、血液等の感染性のもので汚染されている場合は、必ず消毒等で感染性を消滅させるよう努めること。
- ・ 撤収作業完了後、担当者へ報告し確認ののち退去すること。

(廃棄物について)

- ・ 本業務の実施に伴い発生する全ての廃棄物の処理については、廃棄物関連法規を遵守し乙の責任において適正に処分すること。廃棄物には医療廃棄物（採血針・血液の付着した脱脂綿等）を含むものとし、検尿に用いたカップ等の廃棄については事前に所属と相談し処理すること。

(4) 指定日に受診できなかった職員への対応

健康診断においては、対象職員全員が受診することを原則とし、未受診者がいる場合には甲に積極的に協力すること。なお事前に指定した期間中に受診できなかった職員については次の措置をとること。

- ① 一定数以上の未受診者がある場合には、予備の健康診断日を設定すること。日程日数の決定については、甲乙協議の上決定すること。
- ② 予備の健康診断を実施した場合、また乙の施設で受診した場合においても、受診人数と各項目単価を乗じた費用とし、追加費用は発生させないこと。

- ③ 予備の健康診断日においても、やむを得ない事情等で受診できなかった職員については、乙の施設または乙が設けた県内施設で近日中に受診できるよう準備すること。なお、乙が準備する施設は、各所属より公共交通機関で概ね 90 分程度内で受診できる範囲で設定すること。

(5) 障がいをもつ職員の受診について

障がいをもつ職員について、健康診断期間中に受診できるよう原則健康診断はバリアフリーとする。乙は、事前に障がいをもつ職員について、甲から情報を得た場合には速やかに体制を整えること。

(聴覚障害)

- ・ 健康診断当日は、手話もしくは筆談で対応し必要に応じて介助をおこなうこと。

(視覚障害)

- ・ 視覚障害者の通行および白杖使用の妨げにならないよう、会場の物品は整理整頓を心がけること。
- ・ 会場における喧噪を沈め、状況や検査について口頭で説明すること。
- ・ 必要に応じ、ガイドヘルプの基本姿勢で介助・誘導すること。
- ・ 特に検診車等、階段・段差については十分注意をおこなうこと。

(肢体不自由)

- ・ 会場の設営は、車椅子使用者が通過できるよう通路の幅を確保すること。

<巡回検診車による受診が困難な場合>

万が一、車椅子を使用する職員等で、検診車内への移動および立位不可等により、一部の検査が甲の施設における健康診断で対応できない場合には、別日に乙の施設または乙が設けた県内施設で、次の点について留意し受診させること。

- ①乙の施設等で受診する場合は、原則 健康診断の項目全てを乙の施設等で行うこと。
- ②受診日程は、甲乙協議し決定すること。
- ③受診当日は、障がいをもつ職員が単独で受診できるよう、当日の介護体制を充実させること。
- ④受診者が立位不可な場合、臥位等で胸部レントゲン等が実施できるような体制を整えること。
- ⑤受診者が通常、自家用車および介護車等で主たる移動を行っている場合には、乙の施設または乙が設けた県内施設について駐車場の確保や案内を実施し、受診当日において職員が安全で確実に受診できるよう取り計らうこと。

(6) 甲の検査監督権

- ・ 甲は、合理的に必要があると認められる場合、乙の委託業務の遂行に関する調査、監督及び指示並びに作成途中の成果物に関する確認及び指示を行うことができる。
- ・ 本業務において乙の実施体制等が不適切と判断される場合は、甲は乙に対し変更を求めることができる。

(その他)

- ・ 本項目に記載の無い場合は、健康診断当日までに甲乙で協議し安全に実施できるよう務めること。

10. 健康診断結果の判定

- (1) 乙は、本業務において実施した検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な判定を行うこと。
- (2) 各健康診断項目及び総合的な判定は、表 1 の 6 区分 (1: 異常なし、2: 軽度異常、3: 要観察、4: 要治療、5: 要精密検査、6: 治療中) もしくは表 2 の 5 区分 (1: 異常なし、2: 軽度異常、3: 要観察、4: 要医療、5: 治療中) で行うものとし、各区分の判定は原則表 1 または表 2 の基準とすること。
- (3) 判定の際に、至急精密検査等が必要と認められる場合においては、速やかに受診者および甲に報告すること。なお、具体的な報告方法は別途協議する。
- (4) 結果は、総合判定の標記を原則とするが、項目毎の判定のみを使用し総合判定を用いないとする場合は、各項目の判定基準等の詳細について、事前に甲乙により協議するものとする。
- (5) インターフェロン γ 遊離試験の陽性判定者については、結果が判明した時点でできる限り速やかに甲に情報提供を行うこと。

表 1 【総合判定：6区分】

判定表記	総合判定の基準内容
1：異常なし	この検査の範囲内では異常が無い場合
2：軽度異常 または日常生活に支障なし	わずかな正常値逸脱や基準から外れている項目があるが、日常生活に支障の無いレベル
3：要観察 または要経過観察	日常生活に注意を要する程度の基準逸脱等があり、再検査を含めて今後経過の観察を必要とするレベル
4：要治療	総合的に判断した結果、何らかの治療が必要とされるため医療機関の受診が必要なレベル
5：要精密検査	総合的に判断した結果、医療機関の受診による精密検査の実施が必要とされるレベル
6：治療中 または治療継続	今回の結果にかかわらず、現在の治療（通院）を継続して健康管理を必要とするレベル

表 2 【総合判定：5区分】

判定表記	総合判定の基準内容
1：異常なし	この検査の範囲内では異常が無い場合
2：軽度異常 または日常生活に支障なし	わずかな正常値逸脱や基準から外れている項目があるが、日常生活に支障の無いレベル
3：要観察 または要経過観察	日常生活に注意を要する程度の基準逸脱等があり、再検査を含めて今後経過の観察を必要とするレベル
4： <u>要医療</u>	総合的に判断した結果、 <u>医療機関の受診により、治療もしくは精密検査が必要とされるレベル</u>
5：治療中 または治療継続	今回の結果にかかわらず、現在の治療（通院）を継続して健康管理を必要とするレベル

11. 結果における受診勧奨について

健康診断結果が上記判定のうち6区分の場合は「4」および「5」、5区分の場合は「4」にあたる職員については、健康診断結果と共に医療機関の受診を勧奨する書面を同封すること。

なお受診を勧奨する書類については、「受診指導書」とし様式は任意とする。ただし参考例(様式1)の内容を網羅するものとする。

12. 健康診断結果について

結果の納付期限：実施日から4週間以内に下記について甲および指定された所属へ納入すること。

(1) 受診者あての個人結果

個人毎に密封し、対象者の封内には「受診指導書」を同封し各所属へ納入すること。

(2) 甲あて報告

① 実施後、乙は速やかに検査結果と共に業務完了報告書を甲に提出すること。

② 次のとおり所属別にデータ(CD-R可)及び一覧表にて提出すること。なお、詳細は別途協議する。

ア：受診者全員の結果および判定結果・所見一覧

受診日、所属別、男女別、検査項目別・結果別、問診結果、判定区分別、医師所見、判定医及び所見医等を一覧とすること。

イ：受診者全員の胸部レントゲン画像データについては、必要時 CD-R で所属別に納入すること。

ウ：心電図に異常所見が認められる場合、甲の求めがあれば心電図原本の写しを提供すること。

エ：定期健康診断等において所属別に「要医療」「要精密検査」等に該当した職員の該当項目を明

確にしたうえで「受診指導書同封職員一覧」を作成し各所属へ提供すること。

オ：大腸がん検診の結果において、陽性の結果がでた職員一覧を作成し、法人本部事務局へ提供すること。

(3) 結果の保存

契約期間満了後5年間は、受診者の精密検査及び判定結果を適切に保管し、甲から要請があった場合、乙は甲に対して結果（胸部レントゲンデータ・心電図写し等含）の提供を無償で行うものとする。ただし、保管期限終了後は、甲が指示する方法または情報漏洩のない方法を用いて確実に消去または廃棄すること。

(4) 結果提供

受診者の検査結果等の保管期限内に、受診者本人から結果提供の請求があった場合、乙は請求者が受診者本人であることの確認を行ったうえで、甲を経由せず提供することは差し支えない。ただし、この場合の費用や手続きについては、乙と受診者本人の間で協議し、甲はその協議内容について一切関与しない。

(5) 緊急を要する結果

上記にかかわらず、健康診断結果が緊急を要する結果の場合には、納入方法/期限にかかわらず甲及び受診者に対して、早急に結果を報告すると共に受診者には医療機関の受診を強く勧めること。必要に応じて、無償で医療機関宛の紹介状を作成し提供すること。

(6) 労働基準監督署への報告書の作成

乙は、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等の終了後、労働基準監督署指定様式において結果を集計して甲に提供すること。報告書式は、労働基準監督署が指定する次の報告書とすること。

定期健康診断結果報告書 有機溶剤等健康診断結果報告書 電離放射線健康診断結果報告書

(7) 加入保険者への提供

- ・ 受診者の加入する保険者から、特定健康診査項目の結果の写しについて要求があった場合には、甲と協議の上、「高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令」に基づき、甲を通さず保険者に提供することについては差し支えない。
- ・ 甲と加入保険者のうち地方職員共済組合奈良県支部は、健康情報提供について交わした覚書があり、この有効期間においては、特定健康診査項目以外についても求めに応じて提供することは差し支えない。
- ・ 加入保険者への情報提供は、それぞれの加入保険者と協議のうえおこなうこと。ただし、特定健康診査項目については、国が定める電子的なデータ標準様式(XML)で提供することを原則とする。
- ・ 提供方法は、個人情報保護され情報漏洩のない方法を選択し、暗号化するなどのセキュリティ対策を実施すること。
- ・ 保険者への提供に際しては追加費用を発生させないことを原則とするが、その詳細は乙と保険者間で協議し甲は一切関与しない。

13. 精度管理

乙は、本業務の質の向上を図るため、次の措置をとること。

- (1) 検査結果の正確性を確保するため、機器のメンテナンスを含めた内部精度管理及び外部精度管理を適切に行うこと。
 - ① 検査機器の使用において、安全性・性能の維持・診断の正確性のためのメンテナンスを適切に行うこと。
 - ② 検査機器の定期的な点検を欠かさないこと。
 - ③ 外部精度管理として、日本医師会・日本臨床検査技師会などが実施している外部精度管理事業を定期的に受けていること。
- (2) 臨床検査技師・診療放射線技師を含めたスタッフの知識及び技術の向上を図るため、研修の実施及びスタッフの資格取得・資質向上に努めること。乙は、甲の求めに応じてスタッフが保有する資格について提供すること。
- (3) 検体検査を外部に委託する場合は、委託先に上記事項を実施するよう指示し、その結果等については甲に対し乙が一切の責務を果たすこと。

- (4) 画像診断・組織診断等については、原則、専門医を交えた複数の下記医師により診断すること。
胸部レントゲン：放射線科医・呼吸器内科医または胸部レントゲン読影経験を積んだ内科医
- (5) 読影および判定に関しては、複数の医師で確認するなどのダブルチェックをおこなうこと。

14. 費用の請求

各種健康診断等の支払いについては下記の表のとおりとし、該当する所属へ請求すること。
受診職員の所属は「4.」受診対象者の所属とするが、「2) 医療専門職教育研修センター職員」については、「3) 法人本部事務局」とともに法人本部事務局へ請求して差し支えない。

	法人本部事務局	受診職員の所属	備考
定期健康診断 電離放射線業務従事者健康診断 有機溶剤取り扱い業務従事者健康診		○	
特定業務従事者健康診断		○	
雇入健康診断(正規) T-SPOT 検査・C型肝炎検査 含 職種により電離放射線項目 含	○		医師・研修医等を除く
雇入健康診断(医師・有期職員等) T-SPOT 検査・C型肝炎検査 含 職種により電離放射線項目 含		○	医師・研修医等を含む
感染症対策に係る検査		○	
がん検診(大腸がん)	○		
がん検診(P S A)		○	
その他、本項目に記載の無い場合はその都度甲乙で協議する。			

- (1) 乙は本業務の結果報告が適切に行われ、検査確認が終了次第速やかに委託料の請求を行うこと。
請求に関しては、受診者一覧・各職員の受診項目・単価等とともに請求すること。
- (2) 甲は乙からの請求を受領した日から 30 日以内に、乙に対して委託料を支払うものとする。ただし、月の下旬(概ね 20 日を過ぎる)に請求を受領した場合の支払いについては翌月末とする。
- (3) 乙は、当初の予定した日程に加え、追加で健康診断を実施する場合や、受診予定者が健康診断等を辞退する場合でもキャンセル料およびその他の費用を請求しない。すでに納品した検体採取容器代や当日のキャンセルに係る費用についても同様である。
- (4) 委託費用の中に、本業務の実施に必要なとなるスタッフ・検査機材および消耗品・交通費、また機材運搬に係る費用、必要な手続きに要する法定手数料等の一切を含むこと。

15. 個人情報の取扱

乙は、受診者情報及び健康診断の個人結果等(以下「個人情報」という。)について、個人情報の保護の重要性を認識し、甲から受託した業務を行うにあたっては個人情報保護法及び契約時に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。契約期間終了後においても同様とする。

健康診断等結果は、個人情報の中でも要配慮個人情報として厳に謹んで取り扱いに注意すべきものである。

16. 安全・感染対策について

- (1) 乙は、常に受診者の安全に配慮し、受診者の状況に合わせた対応を行うこと。
- (2) 受診者の取り間違えのないように、診察・検査時等には氏名等の確認を十分に行い、受診結果の取り扱いについても確認を怠らないこと。

- (3) 乙は、乙の職員に対し検査等のリスクについて教育を行い、常に事故防止に努めること。
- (4) 乙は受診者に対し、事前のオリエンテーションを充分に行い、検査前・中・後について受診者が納得のうえ協力して安全に実施できるように取り組むこと。
- (5) 乙は、乙の職員の知識・技術（検査・測定・撮影・採血等）の向上に務め、研修等を定期的実施すること。
- (6) 乙は、乙の職員に対し定期的に医療安全対策・感染防止対策について教育を行い、常に職員の資質向上に努めること。
- (7) 乙は感染予防対策として、基本的な感染予防対策を徹底し業務にあたること。また、業務を行うにあたり、職員および受診者が触れる機器の消毒等をその都度実施すること。
- (8) 本業務において、医療事故や不測の事態、体調不良者が生じた場合には、速やかに救急処置を含めた事態の收拾を行うと共に、その詳細を甲に報告すること。
- (9) 万一、本健康診断に伴う事故が発生した場合、その收拾に関する費用および再検査・治療費は乙の負担とする（甲または受診者にあきらかな過失がある場合を除く）。乙は、速やかに事故の原因を調査し書面をもって事故に関する報告書を正確に作成し、速やかに甲に報告すること。

17. その他

- (1) 乙は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
委託業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。
- (3) 実施にあたっては、医師法・医療法・労働安全衛生法・労働安全衛生規則・電離放射線障害防止規則・有機溶剤中毒予防法/規則およびその他の関連法規を遵守して行うこと。
- (4) (3) を含む各種法改正に伴い、本契約内容を変更する場合がある。

様式 1 受診指導書参考例

健康診断後 受診指導書

所属名		健康診断受診日	
職員番号		氏名	
健康診断等 結果	今回、以下の判定結果となりましたので医療機関の受診をお勧めします。		
	判定：4要治療 5要精密検査（6区分の場合） 判定：4要医療（5区分の場合）		

受診報告書

上記結果により、医療機関を受診したことを下記報告書により報告します。

報告日 年 月 日

受診 医療機関名	
受診日	年 月 日
医療機関の 受診結果	具体的内容
未受診の理由	

- 1) 医療機関の受診結果は、本人が責任を持って必要事項を記入してください。
※ 文書料が発生するため、医療機関で記入してもらう必要はありません。
- 2) ご自身の所属する職場の総務課等の担当部署へ提出してください。
- 3) 再検査や精密検査等を実施した場合は、その写しを添付してください。
- 4) 結果は、担当者を通じて所属の産業医が確認します。
- 5) 報告票の内容は、担当者および産業医が取り扱います。

別紙1 実施時期・日数および受診者数について

1. 実施時期

- 5～6月頃 または 11月～12月頃
1～2ヶ月程度の前後は可。ただし1月中旬までに最終の健康診断を終了できるように計画すること。
- 定期健康診断と特定業務従事者は概ね6ヶ月間隔で実施すること

2. 日数および受診者数

		実施期間(日程)	受診者所属 ^{※1}	R7年 受診想定数
定期健康診断		6日程度	総合医療センター職員 法人本部事務局職員 教育研修センター職員	1200
		3日程度	西和医療センター職員 看護大学校職員	520
		各センターで受診できず、委託先施設での受診（随時）数		40
追加	電離放射線作業 従事者健康診断		総合医療センター職員 西和医療センター職員	300 200
	有機溶剤等健康診断		総合医療センター職員 西和医療センター職員	30 10
特定業務従事者健康診断		4日程度	総合医療センター職員 法人本部事務局職員 教育研修センター職員	880
		3日程度	西和医療センター職員	340
		各センターで受診できず、委託先施設での受診（随時）数		20
追加	電離放射線作業 従事者健康診断		総合医療センター職員 西和医療センター職員	10 140
	有機溶剤等健康診断		総合医療センター職員 西和医療センター職員	20 10
雇入健康診断 (委託先施設にて実施)	雇入健康診断項目	<A> 法人が雇用する中途採用職員及び次年度4月1日採用者 法人本部事務局からの依頼者		160
	<A>追加必須 T-SPOT C型肝炎抗体 感染症検査(必要者)	 各センターにおいて採用する医師・有期雇用職員等		90

健康診断 ^{※2} 時に 追加する項目	院内感染対策に係る検査	小児ウイルス疾患(定量)	麻疹・風疹・水痘・ムンプス抗体 (EIA法) 風疹はHI法でも可	100	
		B型肝炎 抗体・抗原(定量)		100	
		C型肝炎抗体		100	
		インターフェロン γ遊離試験	T-SPOT検査	100	
	がん検診	前立腺がん	PSA検査		150
		大腸がん	便潜血2日法	総合医療センター職員	120
				西和医療センター職員	70
				リハビリテーションセンター職員 ^{※3}	20
その他の所属	5				

※1 職員の所属が異なっても受診場所は総合・西和で受診とする（雇入健康診断を除く）

※2 定期健康診断・特定業務従事者健康診断・雇入健康診断

※3 リハビリテーションセンター分は指定日に検体を受取または郵送で対応

別紙2 委託業務内容について

項目	定期健康診断		特定業務従事者健康診断		雇入健康診断	
	～34歳 36～39歳	35歳 40歳以上	～34歳 36～39歳	35歳 40歳以上		
問診	◎	◎	◎	◎	◎	※1 一定の条件で省略可
内科診察	◎	◎	◎	◎	◎	
身体計測	◎	◎	◎	◎	◎	
聴力検査	◎	◎	◎	◎	◎	
尿検査	◎	◎	◎	◎	◎	
血圧測定	◎	◎	◎	◎	◎	
心電図検査	○	◎	○	◎	◎	
血液検査	○	◎	○	◎	◎	※2 定期健康診断等で受検していない職員のみ実施
胸部レントゲン	◎	◎	※2	※2	◎	
電離放射線業務従事者健康診断	●	●	●	●	●	
有機溶剤取扱業務従事者健康診断	●	●	●	●	/	※3 医師が必要と判断した場合に実施
	※3	※3	※3	※3		
院内感染対策に係る検査	△	△	△	△	/	
	△	△	△	△		
	△	△	△	△		
	△	△	△	△		
	△	△	△	△		
がん検診	/	△	/	/	/	50歳以上のみ
	△	△	/	/	/	30歳以上のみ

◎ 必須項目 ○ 医師の判断で省略できる項目 ● 職種による必須項目 △ 希望者

新規採用時(雇入)の健康診断

1 受診対象

受診対象は、次の採用予定者または新規採用者とする

- A. 当該年度中に法人が雇用する中途採用職員及び次年度4月1日付け新規採用職員
- B. 各センターにおいて雇用する医師・専攻医・研修医および有期雇用者等

2 受診予定人数及び実施日時

委託業務における受診予定人数及び実施時期は次のとおりとする。

ただし、受診予定人数は見込みのため、実際の受診者数を確約するものではない。また、職員の入職時期等により、受診予定人数及び実施時期は変動する可能性がある。

乙は受診者の追加およびキャンセルについても随時対応するものとする。なお、日程の追加時期・方法については別途協議する

<A> 当該年度中に法人が雇用する中途採用職員及び次年度4月1日付け新規採用職員

- ① 年度途中採用予定人数……………30名程度
実施日：原則、採用月の前々月に実施することとし、日時は甲乙で協議のうえ決定する。
- ② 4月1日付け新規採用予定人数……………130名程度
実施日：原則、3月中に結果を甲に提供できるように、1月中～下旬及び2月にかけて、2日もしくは3日以上確保すること。連続する2日間でも可とする。
実施時間：T-SPOT検査などの各検査等が滞りなく行える時間枠を確保すること。

 各センターにおいて雇用する医師・専攻医・研修医および有期雇用者等

- 各所属における採用日の2ヶ月前後で実施……………90名程度
実施日時は、甲乙で協議のうえ決定する。

3. 受診者の情報提供について

(1) 受診者の基本情報の提供

甲は、原則として実施日程の約2週間程度前までに、受診者の基本情報を電子データ(Excel)にて乙に提供する。提供する内容は、氏名(フリガナ)、生年月日、職種、性別、採用予定日および配属予定先および電離検査の必要性についても提供する。

内定の状況により直前の情報提供であっても、甲乙協議の上可能な限り対応に務めること。

4 実施日時及び会場

実施会場は、乙の施設または乙が設けた県内施設において実施するものとし、実施日程等は甲と乙で別途協議のうえ、決定するものとする。

5 検査項目(法定項目の省略不可)

- ・ 採用時の健康診断項目は、法令に定められた項目を含む(1)～(9)、および(10)(11)の項目とし、職種により(12)の項目を追加する。
- ・ 採用者が40歳以上の場合には、(1)の問診に特定健康診査に係る項目を含む。
- ・ 根拠法令の改正等の場合を含み、検査項目を追加(または削除)する必要がある場合には、甲乙で協議し決定する。

- (1) 問診（既往歴・業務歴・服薬歴・喫煙歴、自覚症状及び他覚症状の有無など）
 - ・採用者が40歳以上の場合は、特定健康診査に係る問診項目を必須とする
- (2) 身体測定（身長、体重、腹囲、視力、BMI）
- (3) 内科診察（視診・聴診・触診、必要に応じ打診などを含む）
- (4) 血圧測定
- (5) 尿検査（糖、蛋白、ウロビリノーゲン、潜血）
- (6) 聴力（オージオメーター1000Hz、4000Hz）
- (7) 心電図検査
- (8) 血液検査
 - 赤血球数・白血球数・血色素量・ヘマトクリット・血小板数
 - GOT・GPT・ γ -GTP
 - 総コレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
 - 血糖・ヘモグロビンA1c
 - 血清クレアチニン・e-GFR
- (9) 胸部エックス線検査
- (10) インターフェロン γ 遊離試験（T-SPOT）
- (11) C型肝炎抗体
- (12) 電離放射線検査（対象となる職種で採用した場合追加）

6. 結果の取り扱い

<A>の採用者について

- ・胸部X-Pは、原則CD-Rで納品すること。
- ・判定基準において医師の意見書を必要とする区分の採用予定者（6区分の場合3・4・5・6、5区分の場合3・4・5）の一覧表を作成すること。
- ・個人別の結果において、6区分の場合4・5、5区分の場合4の採用予定者には、可能な限り入職までに医療機関を受診するように勧奨文を同封すること。
（指導書の同封は不要、指導書に代えて同封すること）
- ・結果は、配属所属別にまとめ法人本部事務局へ提供すること。

の採用者について

- ・依頼した甲の所属に原則通り納入すること。

その他結果の取り扱いについては、定期健康診断の結果の提供に準じて実施すること。

7. 抗体検査等について

抗体検査（麻疹・風疹・水痘・ムンプス・B型肝炎）については、甲の所属から求めがあった場合に採用時健康診断にあわせて実施すること。

8 その他

その他記載のない項目については、別記仕様書のとおりとする。

別紙4 定期健康診断に付随するがん検診

がん検診は、健康診断の付加健診と位置づけており、定期健康診断の充実、およびがん対策における環境整備の一環としておこなうもの。

検診種別	日程	受診想定数	備考
大腸がん検診	健康診断時持参	215名	30歳以上希望者 定期健康診断時に提出(または郵送)
前立腺がん(PSA)	健康診断時実施	150名	50歳以上の希望する男性 定期健康診断等の採血時に実施

受診対象者

- 希望する職員に実施。
受診人数はあくまでも現時点での予測に過ぎないことを承諾すること。
- 甲は、大腸がん検診の受診者について定期健康診断受診者名簿とともに提供、または受診者名簿を別に提供する。
- 甲は、PSA検査を受ける職員名について、定期健康診断受診者名簿とともに提供する。

結果の取り扱い

- ① 大腸がん検診結果は、受診者が所属する甲の施設とともに法人本部事務局へ報告すること。
- ② 医療機関の受診を必要とする結果を示した場合には、別記「がん検診受診連絡票」を検査結果と共に同封し、医療機関の受診と受診報告を受診者へ勧奨すること。
- ③ 「大腸がん検診」については、健康診断とともに実施した場合においても、健康診断結果「指導書」とは別に、上記②を同封すること。
- ④ PSAの結果については、上記①～③の対象にせず、健診結果と同様の扱いとすること。

● 大腸がん検診

便潜血反応検査：便中ヘモグロビン検査

自己採取2日法：採便容器・採便シート（以下検査キット）2回分により行う。

業務内容

- (1) 検査キットの準備及び発送
甲が提供するデータをもとに、乙は検査キットを各所属の担当係へ届けること。ただし、採便する期間を考慮し、健診日に検体を提出できるように事前に所属へ提供すること。
- (2) 検体の採取・保管・送付
 - ① 乙は、検体採取の方法について書面等を用いて正しい検体採取・保管が行えるように職員に周知すること。
 - ② 検体採取が健康診断に間に合わなかった場合、または持参できない場合(リハビリテーションセンター職員等)には、後日指定日に受領に訪れること。もしくは、温度管理などの保管方法、採取から持参日までの注意点について書面等で説明を行ったのち、郵送による検体の受領ができるよう返信用封筒等を配付すること。
 - ③ 受診者が検体の返送をするにあたり、検体の特殊性を考慮し、送付先の誤記等による到着の遅延・誤配を可能な限り予防するようあらかじめ返信先の住所を記載した封筒などを使用すること。
- (3) 提出された検体に対する検査
 - ① 乙は、提出時の検体と職員氏名を確認し、取り間違いがないように受け取ること。
 - ② 乙は提出された検体の管理を適正に取り扱い、便中ヘモグロビン検査分析装置を使用するなど、ヘモグロビンの検出について適切な方法を用いて検査を実施すること。
 - ③ 乙は、検査で得られた結果を、取り間違い等のないよう確実に処理すること。

● 前立腺がん(PSA)

定期健康診断の採血時に実施すること。

結果は、定期健康診断に準じた取り扱いとし、所属に提供すること(法人本部への報告は不要)。

